

2020年12月1日

お客様各位

秋田信用金庫

「キャッシュカードによるATMでのお引出し一部制限」について

（「特殊詐欺等」の被害防止対策）

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、ご年配のお客様がキャッシュカードを騙し取られ、ATMで現金を引き出されるなどの特殊詐欺被害を防止するため、下記のとおりキャッシュカードによる現金のお引出しについて、一部利用制限を実施させていただくことと致しました。

対象となるお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 内容

次のお客様は、ATMでのキャッシュカードによる1日あたりの現金お引出しの限度額を「20万円」とさせていただきます。

(1) 対象となるお客様

当金庫に口座をお持ちの70歳以上のお客様で、過去3年間以上ATMでお引き出しをされていない方

(2) 開始時期

2020年12月21日（月）から

2. その他

上記のお客様が、現金お引出し限度額制限の解除を希望される場合は、営業時間内に、「ご本人確認書類（運転免許証など）」をお持ちのうえ、当金庫の窓口へお申し出ください。

※本件についてのお問い合わせ先

秋田信用金庫 事務部 フリーダイヤル 0120-376-113

以上